

様式第1号(第2条関係)

年 月 日

岡山県知事 殿

開設者 住所  
" 氏名 (印)  
電話 ( )

〔法人にあつては、その名称、主たる事務所〕  
の所在地並びに代表者の職及び氏名〕

病院(診療所)開設許可申請書

医療法(昭和23年法律第205号)第7条第1項の規定により、次のとおり病院(診療所)の開設の許可を申請します。

記

1 名称

2 開設の場所

電話 ( )

3 診療科目

4 開設者が医師又は歯科医師以外の者である場合

開設の目的	
維持の方法	

5 開設者が医師又は歯科医師の場合

現に病院若しくは診療所を開設し、若しくは管理し、又は病院若しくは診療所に勤務している場合	名称 所在地	
本施設と同時に病院又は診療所を開設しようとする場合	名称 所在地	

6 従業者定員

職 種	定 員	職 種	定 員	職 種	定 員
医 師	名	栄 養 士	名	歯 科 医 師	名
薬 剤 師		診 療 放 射 線 技 師		歯 科 技 工 士	
看 護 師		臨 床 検 査 技 師		歯 科 衛 生 士	
准 看 護 師		理 学 療 法 士		事 務 員	
助 産 師		作 業 療 法 士			
看 護 補 助 者		調 理 員		計	

(注)診療放射線技師には診療エックス線技師を含み、臨床検査技師には衛生検査技師を含む。



12 処置室(診察室兼用の場合を除く。)

棟別	階別	処置室名	室面積	棟別	階別	処置室名	室面積
			m <sup>2</sup>				m <sup>2</sup>

13 歯科治療室

棟別	階別	室面積	歯科ユニット	その他の設備
		m <sup>2</sup>	台	

14 歯科技工室

棟別	階別	室面積	防じん設備	防火設備	その他必要な設備
		m <sup>2</sup>			

15 臨床検査施設

棟別	階別	名称	室面積	防じん設備	防火設備	防虫設備	検査設備等
			m <sup>2</sup>				

16 調剤所

棟別	階別	室面積	採光面積	外気開放面積	麻薬庫の有無	冷暗所の有無	備付け天びん
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			10mg 台 感量 500mg 台 mg 台

17 エックス線装置及び使用室

エックス線装置					使用室				
用途	型式	台数	高電圧発生装置の定格出力	製作者	棟別	階別	室面積	操作室面積	暗室面積
							m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>

18 診療用高エネルギー放射線発生装置及び使用室

診療用高エネルギー放射線発生装置				使用室			
型式	定格出力	製作者		棟別	階別	室面積	操作室面積
						m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>

19 診療用放射線照射装置及び使用室

診療用放射線照射装置				使用室			
型式	製作者	装備する放射性同位元素		棟別	階別	室面積	操作室面積
		種類	数量				
			ベクレル			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>

20 診療用放射線照射器具及び使用室等

診療用放射線照射器具						
型式	筒数	装備する放射性同位元素		備考		
		種類	数量			
			ベクレル			
施設名	使用室	貯蔵施設			運搬容器	
		貯蔵室(箱)	容量	器		
構造面積	棟造階 m <sup>2</sup>	棟造階 m <sup>2</sup>	造	造	造	造

21 放射性同位元素装備診療機器及び使用室

放射性同位元素装備診療機器				使用室		
型式	製作者	装備する放射性同位元素		棟別	階別	室面積
		種類	数量			
			ベクレル			m <sup>2</sup>

22 診療用放射性同位元素及び使用室等

診療用放射性同位元素						
開設の年に使用を予定する同位元素			最大貯蔵 予定数量	一日最大使 用予定数量	備考	
種類	形状	数量				
		ベクレル	ベクレル	ベクレル		
施設名	使用室	貯蔵施設			運搬容器	廃棄施設
		貯蔵室(箱)	容量	器		
構造面積	棟造階 m <sup>2</sup>	棟造階 m <sup>2</sup>	造	造	造	造

23 放射線治療病室

棟別	階別	病室番号	定員	面積	構造設備の概要
			人	m <sup>2</sup>	

24 核磁気共鳴断層撮影(MRI)装置及び使用室

核磁気共鳴断層撮影装置				使用室			
型式(名称)	製作者	方式	静磁場強度	棟別	階別	室面積	操作室面積
			テスラ			m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>

25 手術室

	棟別	階別	面積	構造設備の概要				
				床	内壁	照明	暖房	防じん設備
手術室			m <sup>2</sup>					
準備室			m <sup>2</sup>					
消毒滅菌室			m <sup>2</sup>					
その他の関連施設								

(注)手術室、準備室等が2以上ある場合は下に欄を追加して記入すること。

26 分べん室及び新生児入浴施設

分べん室				新生児入浴施設			
棟別	階別	面積	構造設備	棟別	階別	面積	構造設備
		m <sup>2</sup>				m <sup>2</sup>	

27 洗濯施設

棟別	階別	面積	構造設備の概要	補修室	
				面積	設備
		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	

28 消毒施設(衣類寝具)

棟別	階別	面積	消毒室の構造概要	消毒方法及び設備
		m <sup>2</sup>		





38 その他の施設

看護師	棟	階	m <sup>2</sup>	医師宿直室	棟	階	m <sup>2</sup>	
	棟	階	m <sup>2</sup>	職員食堂	棟	階	m <sup>2</sup>	
勤務室	棟	階	m <sup>2</sup>	待合室	m <sup>2</sup>			
	棟	階	m <sup>2</sup>	職員 用浴室	男子	棟	階	箇所
事務室	棟	階	m <sup>2</sup>		女子	棟	階	箇所
医局	棟	階	m <sup>2</sup>		共用	棟	階	箇所
院長室	棟	階	m <sup>2</sup>	室	棟	階	箇所	

39 結核病室，精神病室又は感染症病室がある場合，特に設ける施設又は設備等

精神病室については，精神疾患の特性を踏まえた適切な医療の提供及び患者の保護のために必要な方法	
結核病室又は感染症病室がある場合，医療法施行規則第16条第1項第7号に掲げる感染予防のための遮断その他必要な方法	
結核病室又は感染症病室がある場合，医療法施行規則第16条第1項第12号に掲げる必要な消毒設備	

40 機械換気設備がある場合

結核病室，感染症病室又は病理細菌検査室の空気が風道を通じて病院又は診療所の他の部分へ流入しないための必要な措置	
---	--

41 看護師宿舎

定員	宿舎の位置	構造概要
名		

42 開設予定年月日 年 月 日

43 添付書類

- (1) 開設者が医師又は歯科医師であるときは，免許証の写し
- (2) 土地及び建物の登記事項証明書
- (3) 土地又は建物を賃借するときは，賃貸借契約書の写し
- (4) 敷地及び建物の平面図(各室の用途を示すこと。)
- (5) 敷地周囲の見取図
- (6) 開設者が法人であるときは定款，寄附行為又は条例